

1. あいさつ 省略

2. 議題

1) 検証中間報告書に対する意見への対応
 ①意見募集（パブリックコメント）結果と意見に対する考え方・対応（案）について

委員長	<p>前回の委員会以降、パブリックコメントも行われ、本日は最後の委員会である。パブリックコメントの実施概要などの報告をしていただき、検証報告書を完成させていきたい。</p>
事務局	<p>今年はコロナということもあり説明会という形は難しく、パブリックコメントのみ実施した。12/1～18で、いただいたご意見は10人の方から37件。</p> <p>※「検証中間報告に対する意見への対応」について【資料1】の説明</p> <p>今回は、パブコメへの参加促進のために、各まち協議や町内会行政連絡会をはじめ各種会議にチラシを配布したり、商工会を通じて事業者さんに1000通ほど啓発チラシを送るなどした。</p>
委員	<p>「前文」への意見に、実像が理解されていないと思った。「まち協」が「高齢者の組織」とあるが、あるまち協では、町内会、PTA、幼稚園、など30を超える団体で構成しており、高齢者の組織とはいえないと思う。まち協は老若男女、地域の絆を深めながら地域のために頑張っているというのが実像ではないか。</p> <p>第2条「用語」への意見では、「市民」は活動を行うものという大きなくくりとなっているので事業者も含まれていると思うので原案通りが良い。</p> <p>「議会の役割と責務」に関する第9条は、第2回の検証委員会で議長の説明を聞き、委員会としてもそれを了解した。この委員会は、地方自治法や議会基本条例の中身を検証する場ではない。</p> <p>私は、第24条の「条例の検証と見直し」の期間は10年でいいと思っている。施策の評価とごちゃ混ぜになっている気がする。条例は数年では簡単に変わりえないものと思う。条例の「推進」は総合計画の毎年の総合計画推進会議で確認することとすれば、条例の「見直し」は10年を超えないごとでいいと思う。</p>
委員	<p>この条例の立ち上げから関わり、まちづくり活動をやってきたが、あとに続く人に継承できていないのは私自身の反省点だ。高浜市自治基本条例は、他のまちの条例と比べて遜色ない。あとに続く人にどう伝えるかは運用の問題。使わなくては高浜市としてはもったいない。条文の見直しについては原案（報告書案）通りでいい。条例を見て、全部やれということではないが、精神を後継者に伝えたい。</p>
委員	<p>パブコメへの意見を見て、こんなに関心をもって、それぞれの意見を出せる場があると認識した。それぞれの価値観による意見を知れたことに感謝する。自分は、第9条「議会の役割と責務」に関して知らなかった部分を知ることができた。改定する意味が伝わり、実行につながると思った。</p> <p>第22条「危機管理」に関連して防災に関する市民団体の一員として活動してきたが、年々、横のつながりが必要だと感じている。さらなるつながりを作るのに自分も役に立てるといいと思う。</p>

委員	<p>共感しがたい意見もあり、第9条「議会の役割と責務」第10条「議員の役割と責務」に寄せられた内容には、この委員会で話し合うものではないと思うものもあった。</p> <p>第19条「活動の育成と支援」への意見に対しては、町内会は災害だけのためではなく、昔ながらのむこう3軒両隣の近所付き合い助け合いのためであることを理解してほしいと思った。災害時に公助もあるが、間に合わない場合は町内会が避難所運営するなどの必要性を感じて検討している。公助だけではだめ。全体を通し、行政の対応案はこのとおりが良い。</p>
委員	<p>この期間で、10人とはいえ37件も、高浜市に興味関心をもち意見を出してくれる市民がいるのは良いことだと思った。</p> <p>第6条「こどものまちづくりに参加する権利」に関し、学校などで交通ルールを教えれば、子どもがそれを守ることが、まちづくりにつながると思った。</p> <p>第24条の「条例の検証と見直し」は、10年で、と前回の委員会では決めたとする。条文の見直しがこの委員会の趣旨。条文の見直しは毎年は不要。条例が守られているのかを見るのと条文自体を見るのとは違う、と思った。</p>
委員	<p>パブコメは個々のご意見だが、第9条「議会の役割と責務」に寄せられた文中に「市長の暴走」とあるが、議会制民主主義の中で民主的に市政を進めていることを理解されたい。</p>
委員長	<p>パブコメの意義は、第4条「まちづくりの基本原則」にもある3原則（参画・協働・情報共有）のひとつ、施策形成プロセスへの「参画」過程の保証。一部の自治体では、情報公開制度と言っているがそれは違う。意思形成過程において、市民の皆さんに参画してくださいという制度。意見により軌道修正するなど、見直し過程に市民に参画していただくもの。</p> <p>資料における行政の回答案についての異議はない。条文の改正に関するものというよりは、施策のあり方や今後へのご意見が多かったと思う。今後の運用、システムの応用に期待をかけたということ。</p> <p>条文の見直しについて、第9条「議会の役割と責務」第10条「議員の役割と責務」は市議会の検証結果に委員会としては賛成した。</p> <p>そもそも、見直し期間は総合計画の基本構想などにあわせてはどうか？という発想であった。10年の間まったく条文を見ないのではなく、総合計画推進会議で毎年の進捗をチェックしてほしい、それをもって検証機能を担保してほしいというのが、この委員会での結論。事実上見直しは毎年やる、という結果。では、お諮りするが、この内容で了承ということによろしいか。</p>
委員	(了承)
②検証委員会からのコメントに対する行政の考え方と対応（案）について	
事務局	※「検証委員会からのコメントへの行政からの対応」について【資料2】説明
委員長	「資料2」は我々検証委員会から出てきた意見に行政側の対応案を記したものの。第24条の「条例の検証と見直し」の期間について、総合計画の毎年の進

	<p>抄管理に自治基本条例の進捗も包含することを求めた。それにより見直しは10年ごとでよいとした。再度確認するが、そのことは皆さんよろしいか。</p>
委員	<p>(承認)</p>
委員	<p>条例をどう運用していくかに尽きるが、わかりやすい解説書のようなものもほしい。新たにまちづくりに携わる方への説明に使える。協力企業には配布をどのようにしているか。</p>
事務局	<p>まだしていない。パブコメの啓発チラシを商工会通じて発送したとき、条例を読んでほしいと記載した。</p>
委員	<p>民間企業では、どの会社に誰にいつ何を配布したかがわかるようにしている。管理・運用まで見直してほしい。</p>
委員	<p>同年代の人に、貧困とは、福祉とは、連携とは、など、一言ずつ確認していくとバラバラな答えが返ってくる。1個ずつ話し合い、認識するべきと思った。しかし「自治基本条例を知らなくても自分は自分の役目は果たす!」と言った人もいた。第7次総合計画の策定も近いが、皆で市民の役目をはたせばすごいまちになるはず。</p>
委員	<p>今回一番思う事は、私は小学校での「出前授業」でこの条例の話をし、今、その授業をうけた若い方が委員として隣にいること。この条例があっただけよかったと思う。</p>
委員	<p>条例を今回初めて知った。とても勉強になり、広めたい。</p>
委員	<p>条例を広めるためのツールにコミックや落語はどうかというパブコメの意見がいいなと思った。伝わりやすくなるし、ストレスなく読み進められると思う。今後も条例を広めていければいいなと思う。</p>
委員	<p>運用面、管理面、さらなる向上を目指したい。</p>
委員長	<p>「自治基本自治基本条例の出前授業」が作り出した宝物が、今回参加の若い委員さん。この場に登場してくれたことがうれしい。出前授業などで聞いたから理解できたとおっしゃったのもうれしかった。</p>
<p>2)「検証報告書(案)」について</p>	
事務局	<p>※議題(2)「検証報告書(案)」について説明</p> <p>この案の通りでよろしいか。</p>
委員長	<p>本日2回にわたり確認し、「修正の必要あり」で決定でよい。</p> <p>第24条「条文の検証と見直し」にかかる委員会からの意見は「10年を超えないごとに」ということで。意見欄にあるように総合計画推進会議で、自治基本条例についても確認するのだと認識願いたい。</p> <p>その他、この「検証報告書」についてご意見があれば。</p>

	(意見無し) では、原案のとおりとして、よろしいか。
委員	(承認)
議題3 検証報告書提出にあたっての鑑文(案)について	
事務局	※ 検証報告書提出にあたっての鑑文(案)を読み上げ
委員長	修正すべき点など、ご意見は。 (意見無し) では、原案のとおりとして、よろしいか。
委員	(承認)
委員長	以上、本日の議題は全て終了した。「検証報告書」提出に先立ち、最後に委員各位から一言ずつご発言を。
委員	町内会やまち協組織の意義への理解がほしいという感想をもった。
委員	まだ自分としては「動いて」成果を上げる立場にいたい。地域にいる高齢者の力をどう使うかということと、子どもたちをどうやって皆で育むか、まちづくりの案をつくりたい。行政の方にもまた力を貸してほしい。
委員	自分も条例に関わっている部分があるという気づき。今まで確認がなかった、という気づき。条文を見る機会を増やすことを自分の課題にしたい。
委員	コロナ禍で催事が中止ばかりの中でも何かできないかと少人数のボランティア活動はやれたかなと思う。強いツールがあることがわかったので、町内会と一層関わりたい。
委員	会議では緊張しっぱなしだったが、条例を知り、いろんな経験をさせていただけた。感謝する。
委員	行政だけでは、すみずみまで対応できない。その時に地域の団体とどう動いていけるか、行政としても担保していきたい。
委員長	色んなコメントに感謝する。厳しい言葉も、条例の形成過程に関わってくれたのだと思う。 結果として、条例そのものに欠点は無く、運用、進化、定着が課題。私が伝えたいのは、「自助」という言葉に気を付けてほしいということ。「公助」は団体自治としての役所のなすべきことと思うが、なんでも「公助」を期待してはダメ。私は阪神大震災で被災した。自宅は崩壊し大ケガもした。公助発動まで3日かかった。役所も壊れた。私のまちの南部の消防隊は施設が全壊したので出動できなかった。しかし、そのなかで火災はほとんどなかった。それは自治会・町内会の方が火の始末を呼びかけて回ったから。まちの4割を占める地域で火災を食い止めた。私は町内会・自治会の消滅を感じていたが認識を新たに

	<p>した。役所に何でもさせるという考え方は間違いだ。役所にもできないことがある。それは初動期の災害の助け合いだ。なぜなら役所も壊れ、職員も被災者となるから。まち協や住民自治がしっかりしているというのは命綱。役所と手を結び初動期は住民が地域でがんばる。その後役所が公助のプログラムを組む。これが共助になる。団体自治は公助だが、保健、医療、福祉、教育、防災、環境、道路、すべてにわたって住民自治と団体自治があるということを皆さん忘れがちだ。例えば、私のまちの自警消防団は強いので、お金を（専従の）消防の費用に回すことができる。住民自治がしっかりすると、高度な公助に回せる事例だ。わかりにくくなったら、「地域」をすべての言葉の単語の前につけてみるとわかると思う。例えば、山の中の集落で水道を自分で引いているところも住民自治。なんでも役所がすべきというのは全国共通の考えではない。地域の自治がしっかりすればするほどに公助に充当できる。逆に自治の高い所には報酬がまわってくる仕組みも必要かと思う。私は、まち協は高浜市の手柄であり誇りと思い、敬意を払っている。国もこのような仕組みの必要性を感じ、総務省のバックアップで、全国自治体のうち 300 ほどが加盟している小規模多機能自治推進ネットワーク協議会に発展している。先鞭をつけたのは高浜市と思っている。誇りをもってほしい。また、この委員会のように、若い委員が登場してくださるには、高浜市の次の課題は「世代形成」。次なる世代の人材形成。まち協に関わる方やボランティアが何人生まれてくるか、それにより、今回のパブコメに関わってくださった方の能動的・建設的なご意思がより生かされるのではないかと思います。</p>
	<p>(委員長から市長に報告書提出)</p>
<p>市長</p>	<p>(報告書受け取り後 あいさつ)</p> <p>この条例があって地域活動があるわけではなく、皆さんの地域の活動、まちをよくしていこうという活動を条文化したといってもよい。例えば、今後人口が半減したとか、経済が疲弊した、大きな災害がおきたなどという大きな出来事があれば条文を変える必要が発生するかもしれない。まちの活動自体は進めていくし、条例の推進状況自体は検証を重ねていくから、必要あれば条文を変えればよいと考える。</p> <p>公助のお話もでた。専従の消防には市民活動も手伝っていただいている。しかし消防・警察、防災・防犯に関わる専従者は、期待されるほどに十分な人数はいない。だから、皆でできること、例えば交通立哨などを職員や市民の方で行っている。そのようなまちを良くする姿勢を条文化しているものだ。様々なご意見があろうとは思いますが、自治基本条例は私たちの宝なので、地域のために活動ができるように、皆様と手を携えしっかりと進めてまいりたい。</p>
	<p>(写真撮影をして終了)</p>